

建築物(住宅・非住宅)の販売・賃貸に携わる事業者の皆様へ

2024年4月以降、建築物の販売・賃貸時に 省エネ性能の表示が 求められます



省エネ性能表示制度の3つのポイント



- 1** **2024年4月から、**
新たな省エネ性能表示制度が始まります。
- 2** **建築物の販売・賃貸事業者**は、販売等の
際に省エネ性能の表示が求められます^{*}。^{*}努力義務
- 3** 新築建築物の販売等の際は、**所定のラベル**を
広告等に表示する必要があります。(既存建築物についても表示を推奨)

詳細は裏面をご覧ください

1

2024年4月から、新たな省エネ性能表示制度が始まります。

- 改正建築物省エネ法 (R4.6公布) に基づき、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度が一部見直され、2024年4月から施行されます。

見直し内容

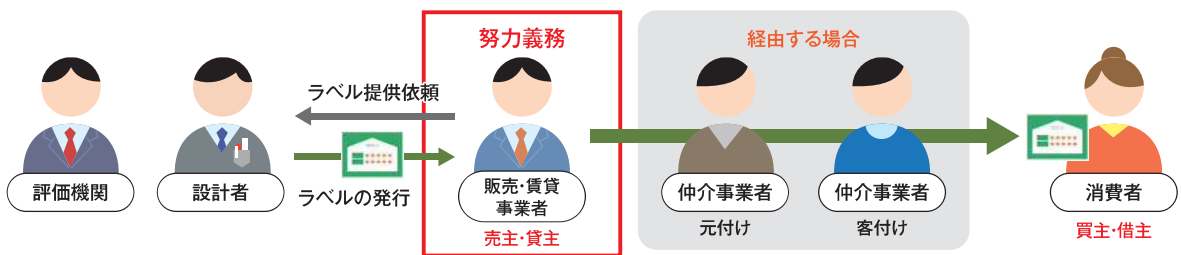
- ①省エネ性能の努力義務に関し表示ルールを新たに告示
- ②告示に従って表示しない事業者への勧告等の措置の追加

※勧告等は、当面は社会的な影響が大きい新築に対して実施する予定

2

建築物の販売・賃貸事業者は、販売等の際に省エネ性能の表示が求められます*。*努力義務

- 販売・賃貸事業者は、売主・貸主となる事業者を指します。



<関係事業者(設計・仲介・賃貸管理等)の皆様へ>

ラベルの発行や伝達・広告掲載について、販売・賃貸事業者から依頼を受ける場合があります。

3

新築建築物の販売等の際は、所定のラベルを広告等に表示する必要があります。(既存建築物についても表示を推奨)

- 2024.4.1以降に確認申請を行った物件(新築建築物)の販売・賃貸を行う場合には、広告等へ所定のラベルを表示する必要があります。
- 2024.4.1より前に確認申請を行った物件(既存建築物)についても、省エネ性能が判明している場合には新築と同様に表示することを推奨しています。

⚠ ラベルの発行方法や表示にあたっての注意事項はこちら→

省エネ性能表示

🔍 検索

